

# 諫早市栄田町 公社保有地分譲 公募要項

令和7年6月6日  
長崎県住宅供給公社

長崎県住宅供給公社は、下記のとおり諫早市栄田町の公社保有地の分譲公募を実施します。

## 記

### 1 土地の所在等

①	諫早市栄田町406番1	宅地	1036.01 m <sup>2</sup>	実測
②	// 537番1	畑	1402 m <sup>2</sup>	実測 (1402.82 m <sup>2</sup> )
③	// 538番	畑	1275 m <sup>2</sup>	実測 (1275.22 m <sup>2</sup> )
④	// 539番1	畑	1142 m <sup>2</sup>	実測 (1142.94 m <sup>2</sup> )
⑤	// 545番2	畑	324 m <sup>2</sup>	実測 (324.00 m <sup>2</sup> )

### 2 販売価格

- ① 11,877,500 円
- ② ~ ⑤計 15,133,000 円

※②~⑤については、4筆一括での購入に限ります。

※A 者が①を購入希望し、B 者が①~⑤の全筆を購入希望した場合には、B 者を優先し購入決定者とします。

### 3 購入者の資格について

- 購入する土地代金の支払いができる者
- 令和7年6月6日から保有地譲渡契約締結日の間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者
- 次に該当しない者
  - ア 未成年者
  - イ 成年被後見人
  - ウ 被保佐人
  - エ 被補助人
  - オ 破産者で復権を得ない者
- ②~⑤について、農地法第5条の農地転用許可を得て、開発行為等により宅地造成を行うことが可能な者  
(②~⑤を農地として利用する者は、購入ができません)

#### 4 申込受付

##### (1) 購入申込受付

- ア 受付期間 令和7年6月6日（金）から令和7年7月25日（金）まで
- イ 受付時間 土日祝日を除く月曜から金曜までの午前9時～午後5時まで
- ウ 受付場所 長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル6F  
長崎県住宅供給公社 用地部 分譲・財産管理班
- エ 申込受付 持参または郵送  
郵送の場合は、令和7年7月25日（金）午後5時までに必着  
複数の申込があった場合は、くじ引き抽選とします。

##### (2) 提出書類

- ア 保有地購入申込書 ①様式1-1、②～⑤様式1-2  
（事業計画書、計画図面等を添付）
  - イ 誓約書 様式2
  - ウ 住民票抄本 1通（法人の場合は、キ 履歴事項全部証明書 1通）
  - エ 前年度分所得証明書 給与所得の源泉徴収票（写し）等 1通
  - オ 印鑑登録証明書 1通（法人の場合は ク 印鑑証明書 1通）
  - カ 宅建業、不動産業、建設業等の資格、免許等がある場合は、その写し
- ※共有での購入予定者は、公社へお問い合わせください。

#### 5 購入者の決定方法

- 申込者が一者の場合は、審査のうえ決定通知をします。
- 申込者が複数の場合は、審査後、抽選により決定します。
- 抽選日時 令和7年7月30日（水）午前10時から
- 抽選方法 抽選はくじ引きとします。  
※本人または代理人がくじ引きを行います。  
※代理人の場合は、委任状（様式5）が必要です。
- 抽選場所 長崎県大波止ビル6階 長崎県住宅供給公社大会議室

#### 6 土地予約契約、農地予約契約、土地売買契約、農地売買契約等について

- (1) 保有地の土地予約契約（様式3-1）、農地予約契約（様式3-2）  
購入者決定通知の日から2週間以内に締結するものとします。
- (2) 予約金の振込  
予約契約締結の日の翌日から、2週間以内に予約金50万円を公社指定の金融機関口座に振込んでいただきます。振込手数料は、購入者の負担とします。  
（予約金は、①の場合は土地代金に、②～⑤の場合は手付金に充当します。）
- (3) 土地売買契約、農地売買契約  
予約契約締結日から、3ヶ月以内に土地売買契約、農地売買契約を締結するも

のとします。詳細は、それぞれの売買契約書で約定します。

(4) 契約書様式

①宅地と②～⑤農地では、契約書の様式が異なります。

① については、土地売買契約書 様式4-1

②～⑤については、農地売買契約書 様式4-2

(5) 土地代金の支払い

①宅地と②～⑤農地では、支払い方法が異なります。

詳細は、それぞれの売買契約書で約定します。

【①宅地の場合】

- ・ 予約金50万円は、土地代金に充当します。
- ・ 予約金50万円を除く残土地代金を公社が指定する金融機関の口座へ一括入金いただきます。

【②～⑤農地の場合】（農地売買契約書の末尾別表2参照）

- ・ 予約金50万円は、手付金に充当します。
- ・ 農地売買契約時の手付金として100万円を入金いただきます。  
（手付金は合計150万円となり、残代金入金時に土地代金に充当します）
- ・ 所有権移転登記仮登記設定時に中間金として100万円を入金いただきます。
- ・ 上記入金済（予約金、手付金、中間金）の250万円を除く残土地代金を公社が指定する金融機関の口座へ一括入金いただきます。

(6) 所有権移転登記及び引渡し

詳細は、①および②～⑤それぞれの契約書で約定します。

土地代金の完納確認を持って土地の引渡しとします。所有権移転登記手続き等は購入者が行い、費用は購入者の負担とします。

なお、土地は現状有姿のまま引渡しを行います。

(7) 管理責任

土地の引渡しを行った時から購入者に移るものとし、管理上の一切の費用及び災害、その他の損害は購入者の負担とします。

(8) 公租公課の負担

引渡し日（土地代金完納日）以降分は購入者の負担とします。

(9) 関係法令等の遵守

土地の造成および建物建築等については、関係法令を遵守してください。

7 都市計画法及び建築基準法等の規制

- ・ 市街化調整区域
- ・ 都市計画法34条第1項11号区域（40戸連担区域）
- ・ 建ぺい率 60%
- ・ 容積率 40戸連担 100%、左記以外 200%
- ・ 防火地域等 建築基準法22条指定区域

## 8 上下水道、電気、ガス等

上水道管、ガス管、電気、電話等は、近隣の公道までできていますが、関係機関へ確認してください。下水道はなし（浄化槽地域）。

## 9 公募期間終了後の販売について

公募終了後、購入者が決定しない場合は次のとおり販売します。

- (1) 受付 令和7年7月31日（木）午後2時 公社用地部分譲・財産管理班にて
- (2) 決定方法 先着順に受付し、審査後に決定します。

【問合わせ先】 〒850-0035

長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル6F

長崎県住宅供給公社 用地部 分譲・財産管理班 松尾、酒井

TEL 095-822-4800

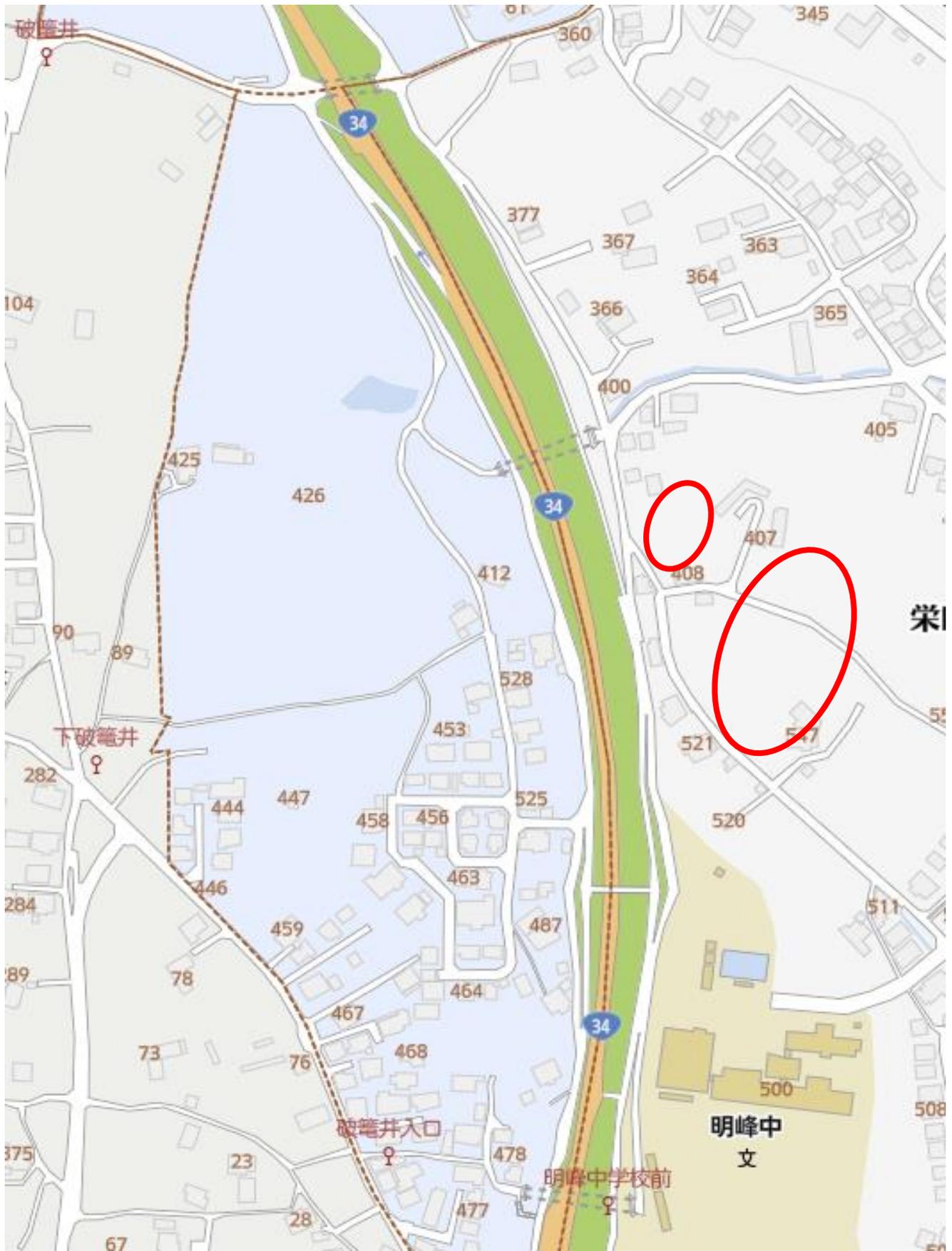
FAX 095-824-1765

### 【添付書類】

- 図-1：位置図
- 図-2：周辺図
- 図-3：公図
- 図-4：座標面積計算書
- 図-5：俯瞰図
- 図-6：配置図
- 様式1-1、1-2：保有地購入申込書
- 様式2：誓約書
- 様式3-1：土地譲渡予約契約書
- 様式3-2：農地譲渡予約契約書
- 様式4-1：土地売買契約書
- 様式4-2：農地売買契約書
- 様式5：委任状

### 【主な周辺情報】

○スーパーマーケット	イオンタウン西部台	約 1400m	徒歩約 18分
○中学校	明峰中学校	約 300m	徒歩約 4分
○小学校	御館山小学校	約 1200m	徒歩約 15分
○公園	堀の内公園	約 1600m	徒歩約 20分
○病院	諫早総合病院	約 3100m	車で約 7分
○バス停留所	破籠井	約 300m	徒歩約 4分
○公共機関	市真津山出張所	約 2900m	車で約 6分



图一 1 位置图

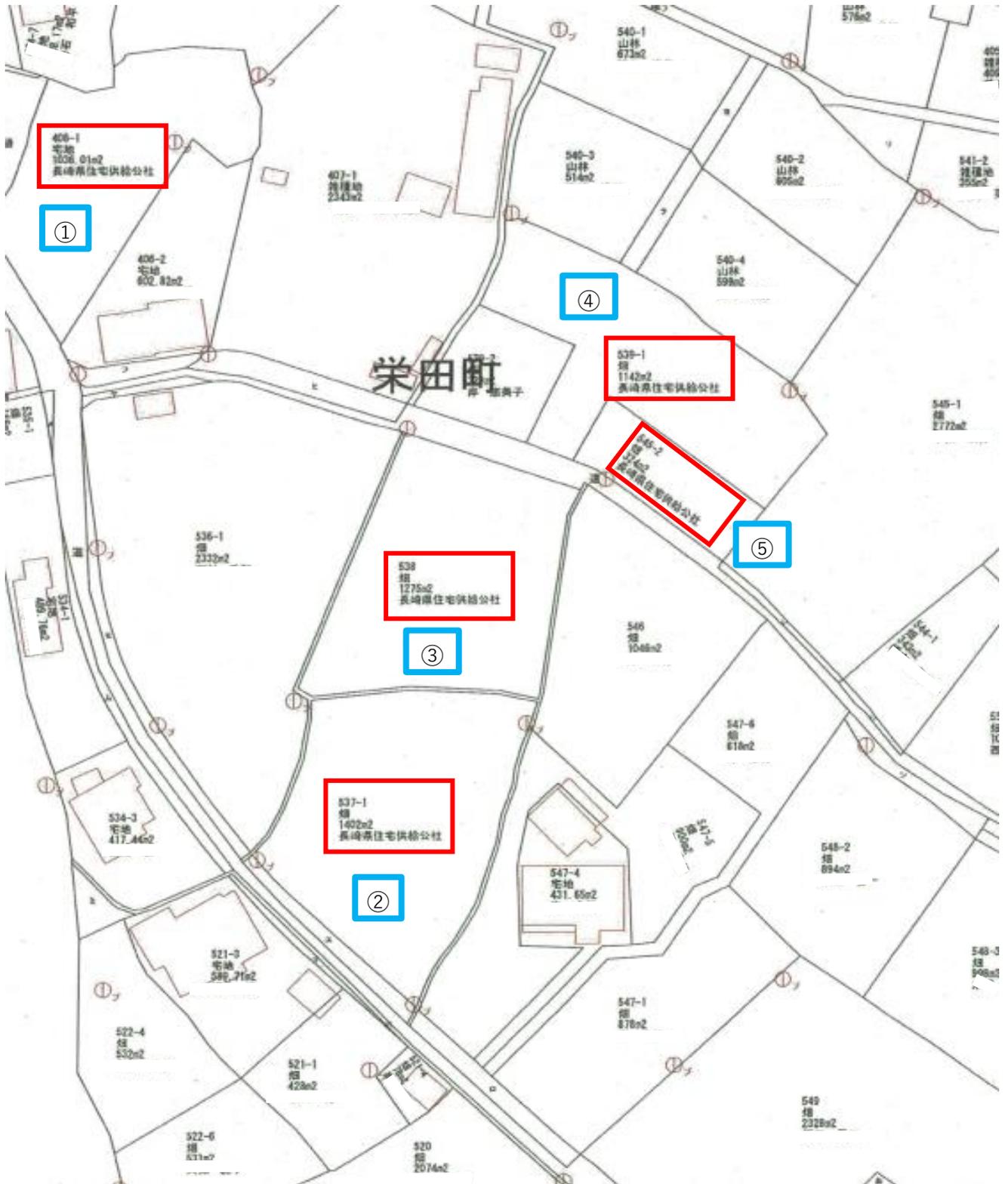


図-2 周辺図

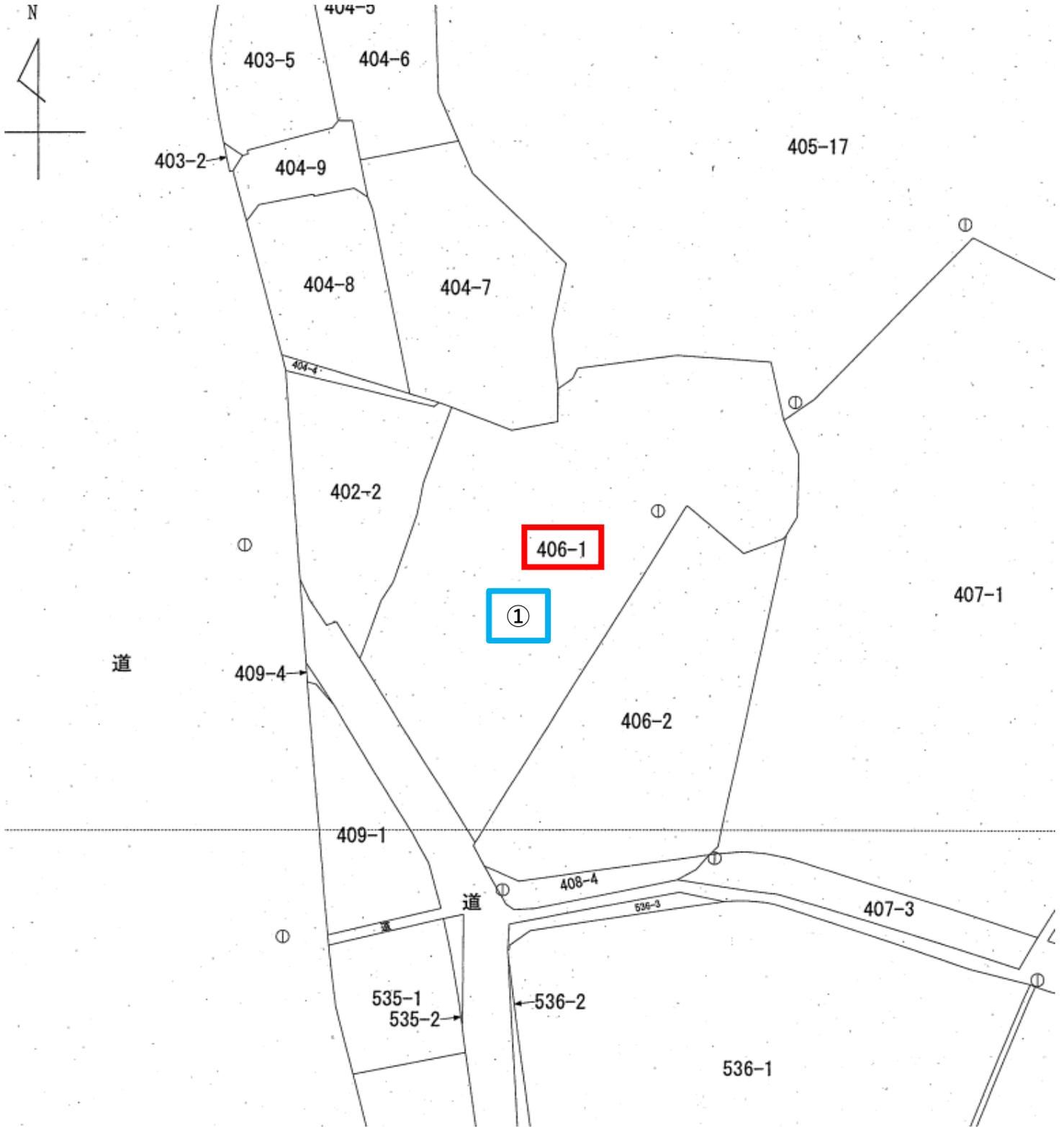


图-3 公图

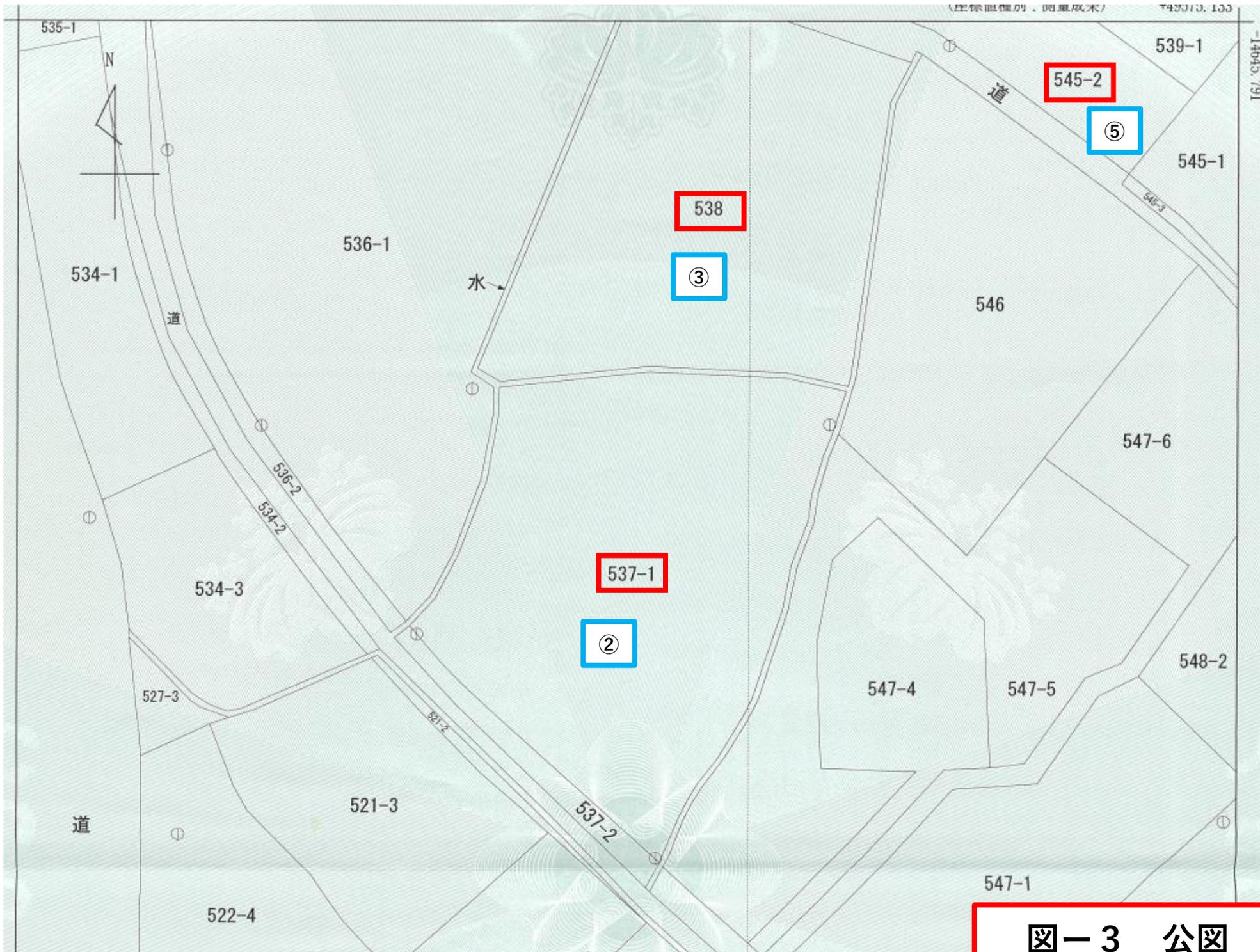


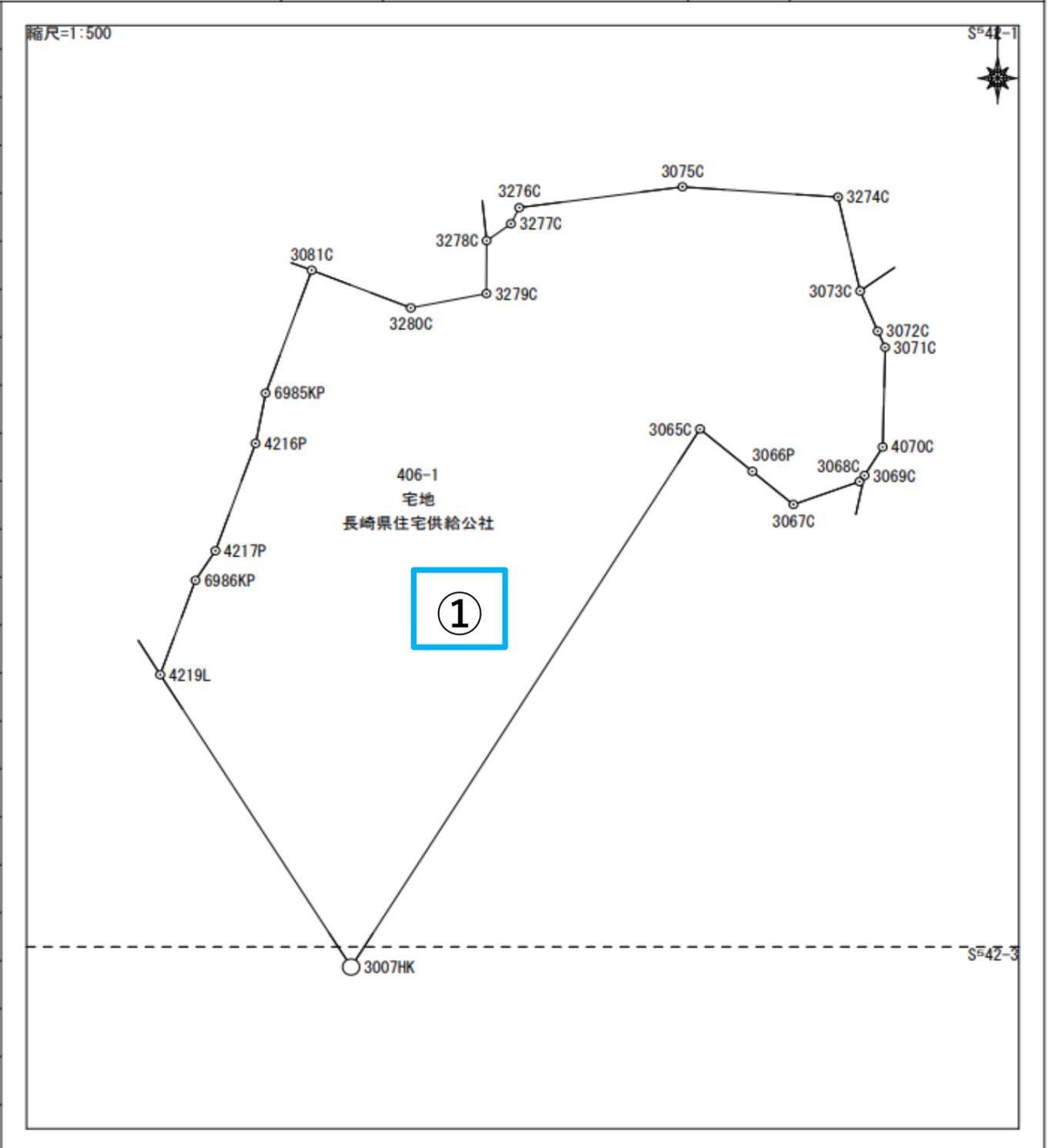
図-3 公図



# 座標面積計算書

地番	406-1	地目	宅地
----	-------	----	----

No	境界点	X	Y	辺長	方向角	備考
1	3277C	-14579.768	49468.784	1.787	233-37-26	
2	3278C	-14580.828	49467.345	3.306	180-06-14	
3	3279C	-14584.134	49467.339	4.550	258-35-29	
4	3280C	-14585.034	49462.879	6.304	291-56-48	
5	3081C	-14582.678	49457.032	8.151	199-26-55	
6	6985KP	-14590.364	49454.318	3.193	190-41-01	
7	4216P	-14593.502	49453.726	7.122	199-25-10	
8	4217P	-14600.219	49451.358	2.190	212-24-47	
9	6986KP	-14602.068	49450.184	6.254	199-24-20	
10	4219L	-14607.967	49448.106	21.469	148-23-09	
11	3007HK	-14626.250	49459.360	39.437	31-26-19	
12	3065C	-14592.602	49479.930	4.067	130-37-22	
13	3066P	-14595.250	49483.017	3.189	130-34-26	
14	3067C	-14597.324	49485.439	4.149	69-50-24	
15	3068C	-14595.894	49489.334	0.487	37-50-01	
16	3069C	-14595.509	49489.633	2.072	31-01-14	
17	4070C	-14593.733	49490.701	6.238	1-19-22	
18	3071C	-14587.497	49490.845	1.097	336-35-20	
19	3072C	-14586.490	49490.409	2.723	337-34-10	
20	3073C	-14583.973	49489.370	6.019	347-29-49	
21	3274C	-14578.097	49488.067	9.192	273-58-48	
22	3075C	-14577.459	49478.897	9.713	262-16-01	
23	3276C	-14578.766	49469.272	1.115	205-58-02	

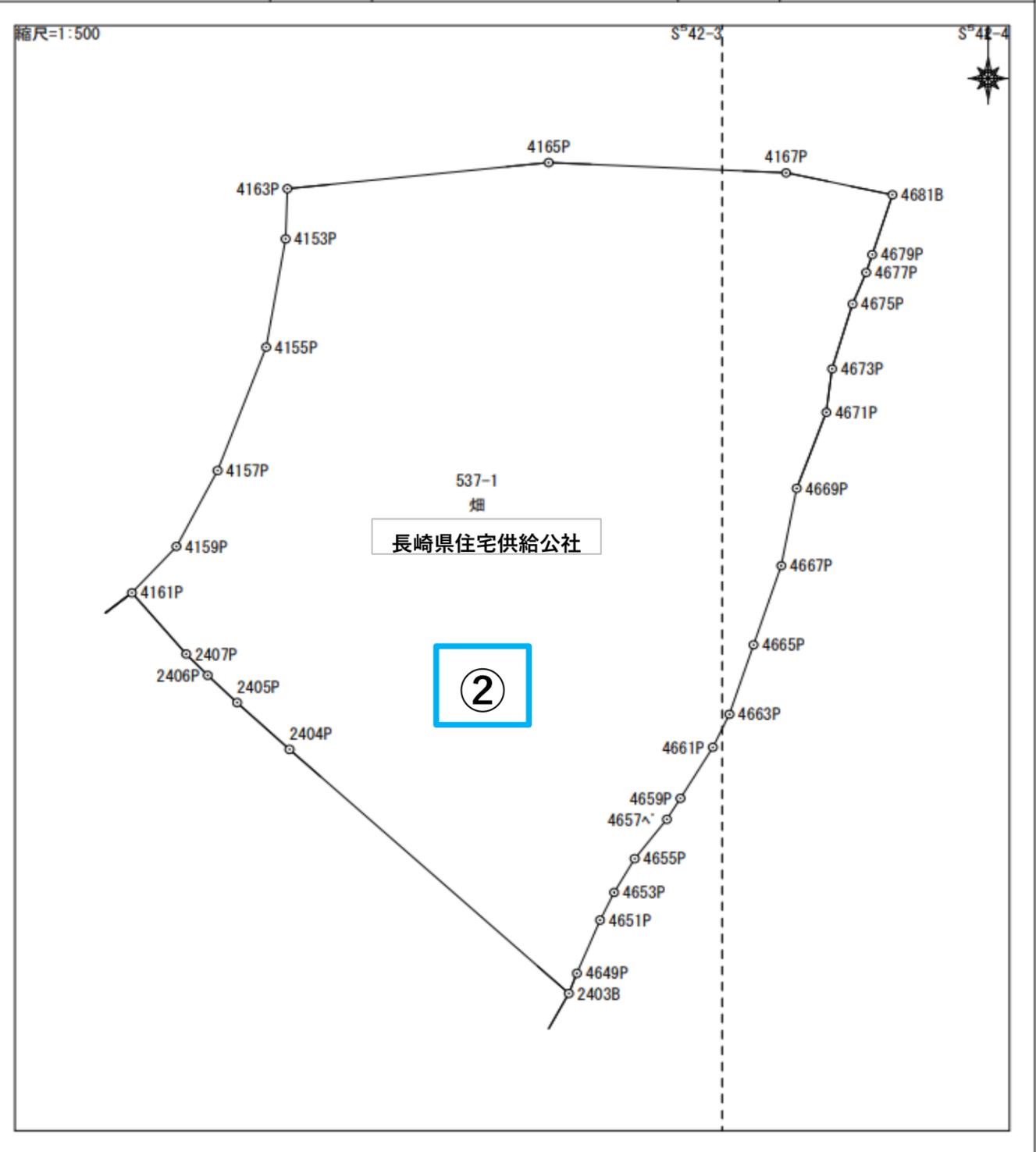


面積算出公式	倍面積 2A	2072.030541	土地の所在	<b>図-4 座標面積計算書</b>	縮尺	1/500
$A=1/2 \sum X_n(Y_{n+1}-Y_{n-1})$	面積 A	1036.0152705	土地の所有者			

# 座標面積計算書

地番	537-1	地目	畑
----	-------	----	---

No	境界点	X	Y	辺長	方向角	備考
1	4165P	-14682.856	49514.786	15.465	263-56-46	
2	4163P	-14684.487	49499.407	3.135	181-47-30	
3	4153P	-14687.620	49499.309	6.858	189-36-09	
4	4155P	-14694.382	49498.165	8.214	200-21-39	
5	4157P	-14702.083	49495.307	5.322	207-06-33	
6	4159P	-14706.820	49492.882	3.905	222-05-39	
7	4161P	-14709.718	49490.264	4.980	140-05-29	
8	2407P	-14713.538	49493.459	1.836	136-27-23	
9	2406P	-14714.869	49494.724	2.423	134-30-55	
10	2405P	-14716.568	49496.452	4.250	133-29-03	
11	2404P	-14719.493	49499.536	22.407	132-49-53	
12	2403B	-14734.726	49515.968	1.340	20-51-23	
13	4649P	-14733.474	49516.445	3.595	22-11-31	
14	4651P	-14730.145	49517.803	1.910	25-39-10	
15	4653P	-14728.423	49518.630	2.434	29-48-33	
16	4655P	-14726.311	49519.840	3.104	37-41-49	
17	4657 <sup>ハ</sup>	-14723.855	49521.738	1.535	31-19-43	
18	4659P	-14722.544	49522.536	3.709	30-49-53	
19	4661P	-14719.359	49524.437	2.279	25-29-49	
20	4663P	-14717.302	49525.418	4.563	18-04-39	
21	4665P	-14712.964	49526.834	5.202	18-20-27	
22	4667P	-14708.026	49528.471	4.914	10-36-45	
23	4669P	-14703.196	49529.376	5.053	20-11-18	



面積算出公式	倍面積 2A	土地の所在	
$A=1/2 \sum X_n(Y_{n+1}-Y_{n-1})$	面積 A	土地の所有者	縮尺 1/500

図-4 座標面積計算書

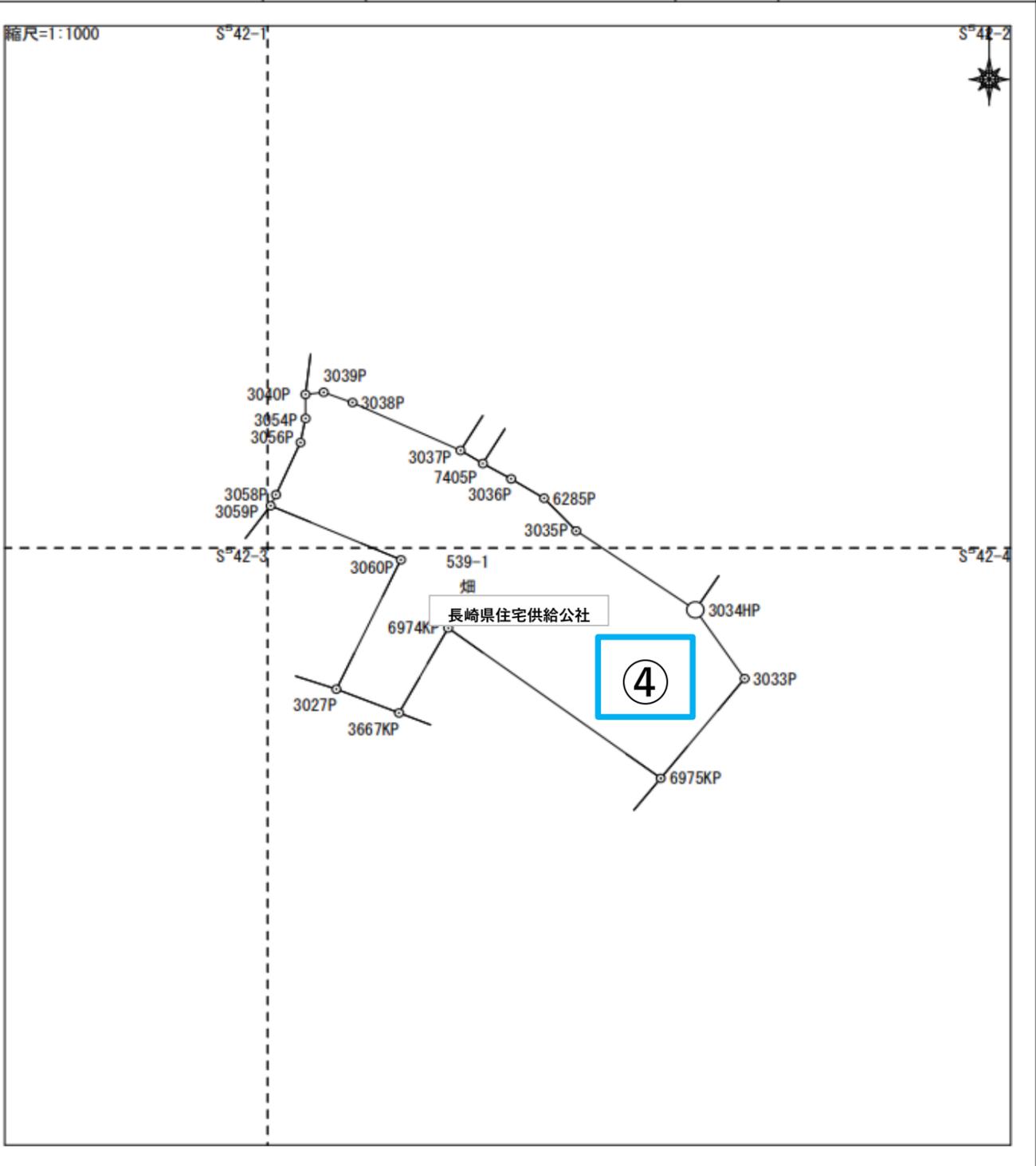




# 座標面積計算書

地番	539-1	地目	畑
----	-------	----	---

No	境界点	X	Y	辺長	方向角	備考
1	3056P	-14612.007	49528.820	7.042	203-54-02	
2	3058P	-14618.445	49525.967	1.483	204-37-46	
3	3059P	-14619.793	49525.349	16.548	113-46-25	
4	3060P	-14626.464	49540.493	17.634	205-12-38	
5	3027P	-14642.418	49532.982	7.866	111-52-33	
6	3667KP	-14645.349	49540.282	11.933	28-34-00	
7	6974KP	-14634.869	49545.988	30.902	126-51-45	
8	6975KP	-14653.407	49570.712	15.704	38-27-31	
9	3033P	-14641.110	49580.479	10.233	325-54-22	
10	3034HP	-14632.636	49574.743	16.933	305-03-34	
11	3035P	-14622.909	49560.882	5.498	317-14-54	
12	6285P	-14618.872	49557.150	4.509	301-46-59	
13	3036P	-14616.497	49553.317	3.798	300-02-06	
14	7405P	-14614.596	49550.029	3.062	301-43-40	
15	3037P	-14612.986	49547.425	13.880	295-13-09	
16	3038P	-14607.072	49534.868	3.588	290-38-31	
17	3039P	-14605.807	49531.510	2.139	262-41-44	
18	3040P	-14606.079	49529.388	2.966	179-42-37	
19	3054P	-14609.045	49529.403	3.019	191-08-06	



面積算出公式 $A=1/2 \sum X_n(Y_{(n+1)}-Y_{(n-1)})$	倍面積 2A	2285.884819	土地の所在	<b>図-4 座標面積計算書</b>	縮尺	1/1000
	面積 A	1142.9424095	土地の所有者			





①

406-1

詳しくは図-6 配置図参照のこと

概略図のため境界等は不正確

図-5

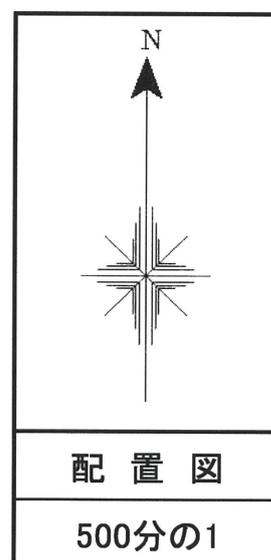
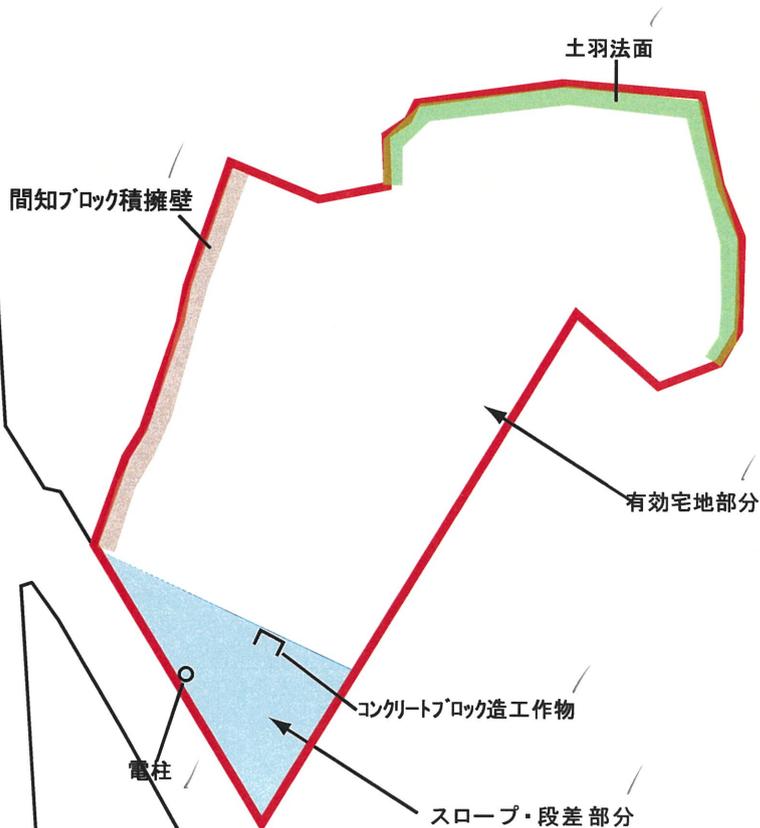
俯瞰図



図-5

俯瞰図

区分	面積	備考
有効宅地部分	921.01 m <sup>2</sup>	概測
スロープ・段差部分	115 m <sup>2</sup>	概測
計	1,036.01 m <sup>2</sup>	登記



市道打越峰原線

配置図

500分の1

# 様式 1 - 1

## 保有地購入申込書

令和 年 月 日

長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉 様

申出者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記公社保有地の購入を申込致します。

### 記

1. 物件表示 ① 所在 諫早市栄田町406番1  
地目 宅地  
地積 登記簿面積 1036.01 m<sup>2</sup>
2. 利用目的
3. 添付書類 公募要項4(2)提出書類に示す書類、及び事業計画書、計画図面等

# 様式 1 - 2

## 保有地購入申込書

令和 年 月 日

長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉 様

申出者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記公社保有地の購入を申込致します。

### 記

1. 物件表示
- ② 所在 諫早市栄田町 5 3 7 番 1  
地目 畑  
地積 登記簿面積 1 4 0 2 m<sup>2</sup>
  - ③ 所在 諫早市栄田町 5 3 8 番  
地目 畑  
地積 登記簿面積 1 2 7 5 m<sup>2</sup>
  - ④ 所在 諫早市栄田町 5 3 9 番 1  
地目 畑  
地積 登記簿面積 1 1 4 2 m<sup>2</sup>
  - ⑤ 所在 諫早市栄田町 5 4 5 番 2  
地目 畑  
地積 登記簿面積 3 2 4 m<sup>2</sup>

2. 利用目的

3. 添付書類 公募要項 4 (2) 提出書類に示す書類、及び事業計画書、計画図面等

# 様式2

## 誓約書

私は、保有地購入申込に関して、購入者の資格を満たすとともに、下記事項に該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人
- 3 被保佐人
- 4 被補助人
- 5 破産者で復権を得ない者
- 6 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者

令和 年 月 日

長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉 様

購入申込者

住所

氏名

⑩

# 様式3-1



## 土地譲渡予約契約書

長崎県住宅供給公社（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、土地の譲渡について、公募要項等に記載  
された内容を承諾のうえ、次のとおり宅地の譲渡予約契約を締結す  
る。

（譲渡予定の土地）

第1条 甲が乙に譲渡する土地①は下記のとおりとする。

### 記

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1. 譲渡予定地    | ①諫早市栄田町406番1           |
| 2. 土地       |                        |
| （1）地目       | 宅地                     |
| （2）地積       | 1036.01 m <sup>2</sup> |
| 3. 土地譲渡価格   | 11,877,500 円           |
| 4. 建物着工予定時期 | 令和 年 月頃                |

甲保有



(予約金)

第2条 乙は予約金として50万円を契約日の翌日から14日以内  
(令和 年 月 日まで)に納入する。

2. 予約金が納入されない場合は、予約契約を解除するものとする。
3. 予約金は土地売買契約締結後、乙が甲に納入する譲渡土地代金の一部として充当する。
4. 甲は、乙が予約契約締結後、3ヶ月以内(令和 年 月 日まで)に土地売買契約を締結しないときは、予約契約を解除し予約金は全額返還するものとする。  
ただし、この返還金には利息は附さないものとする。

令和 年 月 日

「甲」住所 長崎市元船町17-1  
氏名 長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉

「乙」住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



## 様式3-2



### 農地譲渡予約契約書

長崎県住宅供給公社（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、土地の譲渡について、公募要項等に記載された内容を承諾のうえ、次のとおり農地の譲渡予約契約を締結する。

（譲渡予定の土地）

第1条 甲が乙に譲渡する土地②～⑤は下記のとおりとする。

#### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 譲渡予定地  | ②諫早市栄田町 5 3 7 番 1                                  |
|           | ③       "       5 3 8 番                            |
|           | ④       "       5 3 9 番 1                          |
|           | ⑤       "       5 4 5 番 2                          |
| 2. 土地     |  |
| (1) 地目    | ②～⑤ 畑  |
| (2) 地積    | ②1,402 m <sup>2</sup> (実測 1402.82 m <sup>2</sup> ) |
|           | ③1,275 m <sup>2</sup> (実測 1275.22 m <sup>2</sup> ) |
|           | ④1,142 m <sup>2</sup> (実測 1142.94 m <sup>2</sup> ) |
|           | ⑤ 324 m <sup>2</sup> (実測 324.00 m <sup>2</sup> )   |
| 3. 土地譲渡価格 | 15,133,000 円   (②～⑤ 4 筆合計)                         |



(予約金)

第2条 乙は予約金として50万円を契約日の翌日から14日以内  
(令和 年 月 日まで)に納入する。

2. 予約金が納入されない場合は、予約契約を解除するものとする。
3. 予約金は農地売買契約締結後、乙が甲に納入する手付金の一部として充当する。
4. 甲は、乙が予約契約締結後、3ヶ月以内(令和 年 月 日まで)に農地売買契約を締結しないときは、予約契約を解除し予約金は全額返還するものとする。  
ただし、この返還金には利息は付さないものとする。

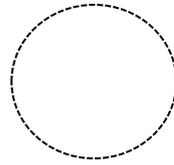
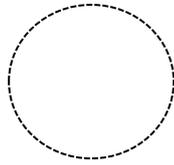
令和 年 月 日

「甲」住所 長崎市元船町17-1  
氏名 長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉

「乙」住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_





## 土地売買契約書

売出人長崎県住宅供給公社（以下「甲」という。）と 買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が所有する土地の売買について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地及び売買価格）

第2条 甲は、別表1の土地（以下「売買土地」という。）を売買価格（以下「代金」という。）金11,877,500円で乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

（代金の納付）

第3条 乙は、第2条に定める代金を甲が別途発行する請求書により、令和●年●月●日までに甲に納付するものとする。

（遅延利息）

第4条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利2.5パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。

ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りではない。

（所有権移転の時期）

第5条 売買土地の所有権移転の時期は、乙が代金（前条に定める遅延利息も含む。）の支払いを完了したときとする。

（引渡し及び境界標）

第6条 甲は乙に対し、引渡し時において売買土地を現状有姿にて引渡し、乙はこれを了承のうえで買受けるものとする。

2 甲は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した時に売買

土地の引渡しがあったものとし、境界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

3 甲は乙に引渡書を交付して、引渡しの確認を行う。

(所有権移転登記)

第7条 売買土地の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で前条による引渡し後、乙が行うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、引渡された売買土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは甲は本条の責任を負わない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約の締結の時から売買土地の引渡しの時までにおいて、当該土地が、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(負担区分)

第10条 売買土地にかかる公租公課で引渡し日（土地代金完納日）以降分は、すべて乙の負担とする。

(禁止用途)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買土地を次に掲げるものの用に供し、又は供させてはならない。

- ① 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に定める暴力団事務所
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで前条に定める禁止用途に関し、必要と認められるときは随時に、売買土地を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは、資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は第11条に定める義務に違反したときは、違約金として、売買代金の10分の3に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、売買土地が第11条第1号に定める用途に利用されるものと認められるときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

- 第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、本件契約を即時解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 同条第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第2条に定める代金の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

- 第16条 甲は、第14条及び第15条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った予約金、違約金及び売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。
- 4 甲は、解除権を行使したときは、乙に対し乙が売買土地から利得した果実を請求しない。

(原状回復及び返還)

- 第17条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。なお、この場合において、乙は、売買土地に乙所有

の物件が所在するときは、当該物件の所有権を放棄しなければならない。

2 乙は、前項ただし書きにおいて、売買土地が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の定めるところにより売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書及び乙所有の物件の所有権放棄に関する書類を、甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(違約金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項により土地代金を返還する場合において、乙が第13条及び第15条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する土地代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

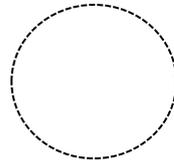
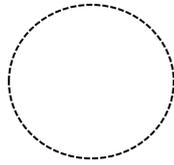
(協議)

第21条 本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県住宅供給公社所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するために、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



# 様式4-1

令和 年 月 日

甲 住 所 長崎市元船町17番1号

氏 名 長崎県住宅供給公社  
理事長 松尾 信哉 公印

乙 住 所

氏 名

実印

別表1 売買土地の表示

諫早市栄田町 地内

地番	登記地目	現況地目	公簿面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (円)
406番1	宅地	宅地	1036.01	11,877,500
計			1036.01	11,877,500

## 農地売買契約書

売出人長崎県住宅供給公社（以下「甲」という。）と 買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり農地売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地及び売買価格）

第2条 甲は、別表1の土地（以下「売買土地」という。）を別表2のとおり売買価格（以下「代金」という。）金15,133,000円で乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

（手付金）

第3条 乙は、甲に対し、本契約締結日から10日以内に、手付金として金1,000,000円を支払うこととし、甲はこれを受領することとする。

- 2 手付金は無利息とし、第4条第2項に定める残代金支払時に、代金の一部に充当する。
- 3 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に着手するまでの間、甲は乙に受領済みの手付金の倍額を支払い、また乙は甲に支払済みの手付金を放棄して、それぞれ本契約を解除することができる。
- 4 前項による解約の場合、違約と解してはならない。

（売買代金の支払）

第4条 乙は甲に対し、令和○年○月○日限り、第8条に定める仮登記手続と引換えに、中間金として金1,000,000円を支払う。

- 2 乙は甲に対し、第6条第1項に定める許可取得の日から1か月以内の日として甲乙別途協議のうえ定める日限り、第11条第1項に定める所有権移転登記手続と引換えに残代金を支払う。

（遅延利息）

第5条 甲は、乙が第4条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利2.5パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りではない。

(許可申請)

第6条 甲及び乙は、本契約締結後直ちに諫早市農業委員会に対し、農地法第5条第1項の許可の申請手続を行う。

2 農地法第5条第1項の許可の申請手続に要する費用は、乙の負担とする。

(申請協力義務)

第7条 甲及び乙は、前条第1項に定める許可申請手続に際し相互に協力するものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対し相当な期間を定め許可申請協力を要請したにもかかわらず、相手方がこれに応じないときは、本契約を解除することができる。

(仮登記)

第8条 甲は乙に対し、令和○年○月○日限り、第4条第1項に定める中間金の支払と引換えに、本件土地につき所有権移転登記仮登記手続を行う。

2 仮登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(引渡し)

第9条 甲は、乙に対し、第4条第2項に定める残代金の受領と引換えに、本件土地を引渡す。

2 甲は、乙に引渡書を交付して、引渡しの確認を行う。

3 甲は乙に対し、引渡し時において売買土地を現状有姿にて引渡し、乙はこれを了承のうえで買受けるものとする。

4 本件土地に対して賦課される公租公課は、引渡し日前日までの分を甲が、引渡し日以降の分を乙が、それぞれ負担する。

(所有権の移転)

第10条 本件土地の所有権は、甲が第4条第2項に定める残代金

(別表2のとおり)を受領したときに、甲から乙に移転する。

(所有権移転登記)

- 第11条 甲は、第4条第2項に定める残代金の受領を確認し、乙は、本件土地について所有権移転登記の申請を行う。
- 2 所有権移転登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(解約)

- 第12条 本契約は、売買契約締結から6か月以内に農地法第5条第1項の許可が得られることを条件とする。ただし、甲乙協議のうえ、同期間を延長することができる。
- 2 前項の条件の不成が成就した場合、本契約は当然に解除されるものとし、甲は、乙に対し、速やかに手付金及び中間金を含む既に乙から受領している金員を無利息にて返還する。
- 3 前2項に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、前項に定める金員の返還と引換えに、第8条第1項に基づく仮登記の抹消登記手続を行う。
- 4 前項に定める仮登記抹消登記手続に要する費用は乙の負担とする。
- 5 本条による解約の場合、違約と解してはならず、甲又は乙は相互に損害賠償請求権を有しない。

(契約不適合責任)

- 第13条 乙は、引渡された売買土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。
- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであると

きを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

(危険負担)

第14条 乙は、本契約の締結の時から売買土地の引渡しの時までにおいて、当該土地が、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第15条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買土地を次に掲げるものの用に供し、又は供させてはならない。

- ① 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に定める暴力団事務所
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第16条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで前条に定める禁止用途に関し、必要と認められるときは随時に、売買土地を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは、資料の提出を怠って

はならない。

(違約金)

第17条 乙は第15条に定める義務に違反したときは、違約金として、売買代金の10分の3に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解してはならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、売買土地が第15条第1号に定める用途に利用されると認められるときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第19条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 同条第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第2条に定める代金の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第20条 甲は第18条及び第19条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った予約金、手付金、違約金及び売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

- 4 甲は、解除権を行使したときは、乙に対し乙が売買土地から利得した果実を請求しない。

(原状回復及び返還)

第21条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買土地を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。なお、この場合において、乙は、売買土地に乙所有の物件が所在するときは、当該物件の所有権を放棄しなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書きにおいて、売買土地が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項の定めるところにより売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書及び乙所有の物件の所有権放棄に関する書類を、甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(違約金の相殺)

第23条 甲は、第19条第1項により土地代金を返還する場合において、乙が第17条の違約金又は第22条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する土地代金の全部又は一部と相殺する。

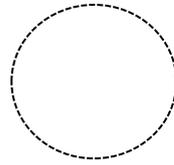
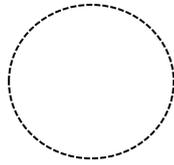
(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第25条 本契約に定めのない事項で約定する必要があるとき





## 様式 4-2

別表 1 売買土地の表示

諫早市栄田町 地内

地番	登記地目	現況地目	公簿面積 (㎡)	金額 (円)
537 番 1	畑	宅地見込地	1402	15,133,000
538 番	畑	宅地見込地	1275	
539 番 1	畑	畑	1142	
545 番 2	畑	畑	324	
計			4143	

別表 2 土地代金の内訳

	金額 (円)	内容
予約金	500,000	予約契約締結、手付金へ充当
手付金	1,000,000	農地売買契約、土地代金に充当
中間金	1,000,000	仮登記設定、土地代金に充当
残代金	12,633,000	引渡し、所有権移転登記時
合計	15,133,000	

様式5

令和 年 月 日

委任状

購入申込者（委任者）

住 所

氏 名

印

私は下記の者を代理人と定め、長崎県住宅供給公社が行う諫早市栄田町の  
公社保有地の分譲抽選に関する権限を委任します。

記

代理人（受任者）

申請人との関係（ ）

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 生

※運転免許証等の本人確認資料の提示をお願いします。

開発業者等の方は本人確認資料に加え名刺の提出をお願いします。

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197521
地図番号	S <sup>5</sup> 42-3、S <sup>5</sup> 42-4	筆界特定	余白		
所在	諫早市栄田町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
537番1	畑	1295		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日		
余白	余白	1402		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年7月8日 第6568号	原因 昭和50年7月5日贈与 所有者 諫早市下大渡野町52番地 坂口繁巳 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14269号	原因 平成9年10月16日売買(条件 農地 法第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成24年3月27日 第7036号	原因 平成23年11月27日相続 所有者 諫早市下大渡野町52番地 坂口貢二
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4635号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平野孝敏



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 (1/5)

2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197524
地図番号	S <sup>5</sup> 42-2、S <sup>5</sup> 42-4	筆界特定	余白		
所在	諫早市栄田町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
539番	畑	1543		余白	
539番1	余白	1212		①③539番1、539番2に分筆 〔平成3年12月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1142		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸 隆 治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成8年9月13日 第14527号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法 第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸 和 彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成8年9月13日 第14528号	原因 <u>平成8年9月12日設定</u> 極度額 <u>金1,500万円</u> 債権の範囲 <u>信用金庫取引 手形債権 小切手 債権</u> 債務者 <u>諫早市下大渡野町611番地2 岸隆治</u> 根抵当権者 <u>長崎県諫早市八坂町1番10号 諫早信用金庫</u> 共同担保 <u>目録(a)第1455号</u>
2	1番根抵当権抹消	平成9年8月7日 第10949号	原因 <u>平成9年8月6日解除</u>



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。  
(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日  
長崎地方法務局

登記官

平野孝敏



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197523
地図番号	S <sup>5</sup> 42-3、S <sup>5</sup> 42-4	筆界特定	余白		
所在	諫早市栄田町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
538番	畑	1279		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1275		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸 隆 治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成9年10月23日 第14267号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2 代位者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 代位原因 平成9年10月1日売買の条件付所有権移転仮登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸 和 彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



長崎県

長崎県

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)  
令和6年2月14日  
長崎地方法務局

登記官

平野孝敏

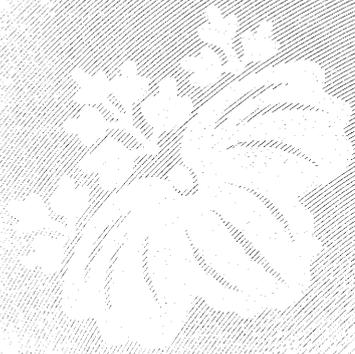


\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197539
地図番号	S <sup>5</sup> 42-4	筆界特定	[余白]		
所在	諫早市栄田町			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
545番2	畑	343		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
[余白]	[余白]	324		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸隆治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成9年10月23日 第14267号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2 代位者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 代位原因 平成9年10月1日売買の条件付所有権移転仮登記請求権
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
	[余白抹消]	[余白抹消]	[余白抹消]
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸和彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)  
令和6年2月14日  
長崎地方法務局

登記官

平野孝敏



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 ( 4 / 5 )

2 / 2

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197421
地図番号	S <sup>5</sup> 42-1、S <sup>5</sup> 42-3	筆界特定	余白		
所在	諫早市栄田野			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
406番	畑	892		余白	
余白	宅地	892 00		②③昭和53年4月30日地目変更〔昭和53年5月24日〕	
406番1	余白	765 38		①③406番1、406番2に分筆〔昭和53年9月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1031 64		③408番1を合筆〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1053 72		③錯誤〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1040 14		③406番1、406番3、406番4に分筆〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1044 90		③402番4を合筆〔平成8年12月25日〕	
余白	余白	1036 01		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年8月18日 第13375号	原因 平成6年8月5日売買 所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	合併による所有権登記	平成8年10月30日 第17196号	所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
3	合併による所有権登記	平成8年12月25日 第20896号	所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社



国土  
院  
登記

人  
口  
調  
査

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平野孝敏



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 ( 5 / 5 )

2 / 2